広報 つなぎ
平成7年 3月
No.350
発行／津奈木町／編集／企画課　印刷／水俣旭印刷所

（津奈木保育園にて）

元気な おひなさま 勢揃い！

3月のカレンダー

三　日　津奈木保育園お遊戯会
七　日　三回目三種・二種混合予防接種
八　日　議会（～十七日まで）予定
十三日　町議会議員立候補予定者説明会
〃　津奈木中学校卒業式
十五日　確定申告期限
二三日　津奈木幼稚園卒園式
二四日　各小学校卒業式
二八日　津奈木保育園・津南保育園卒園式

人口と世帯

2月1日現在（　）内は前月との比較

人　口	6,000（＋2）
男	2,859（＋4）
女	3,141（－2）
世　帯	1,865（＋2）

INFORMATION 暮らしの情報

衛生係より

●ごみ収集の変更

三月二十日（月）は、海浜地区の燃えるごみの収集日ですが、焼却場修理（予定）のため、燃えるごみの収集は致しません。また、持込みも受付けません。なお、二十日は、海浜地区の粗大ごみ収集を行い、二十九日（水）は、本町地区の粗大ごみを収集します。皆様方のご協力をお願いします。

●三種及び二種混合予防接種

次の日程で三回目・四回目の三種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風）及び二種混合（ジフテリア・破傷風）予防接種を実施します。受診時は、母子健康手帳及び印鑑を必ずご持参下さい。

一、実施日時
三回目　平成七年三月七日（火）
四回目　平成七年三月下旬予定
受付時間　午後一時～二時
二、実施場所
津奈木町改善センター
三、対象児
平成三年一月一日から平成五年六月三十日までの出生児

住民係より

●住民票の続柄表示方法変更

住民票には、世帯主と世帯構成員との続柄が記載されていましたが、平成七年三月一日から、従来の「長男」「二女」「養子」等と表示されていた続柄が、「子」に統一されました。

これは、近年の基本的人権に対する意識の高まりに対応するもので、「嫡出子・非嫡出子の別」又は「実子、養子の別」といったプライバシーの保護を目的とした住民票独自の取扱いでこれまでの親族関係に何ら影響を及ぼすものではありません。

この様な住民票に関する事務取扱いにご理解、ご協力をお願いします。

国税だより

所得税の確定申告が間違っていたときは

確定申告をした上で、うっかりして所得の一部が申告漏れとなっていたり、扶養控除額の計算を誤ったために還付が多すぎたりしていることに気付かれた場合は、速やかに「修正申告」をしてください。

自発的に「修正申告」をされた場合には、過少申告加算税はかからないこととなっています。

また、逆に、申告した税額が多すぎていたり、還付を受けた金額が少なかった場合には、「更正の請求」によって、正しい金額に訂正することができます。

なお、この「更正の請求」ができる期間は、平成六年分確定申告の場合、原則として従来の三月十五日までとなっています。

修正申告や更正の請求の手続きなどでお分りにならないことがありましたら、お近くの税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。

八代税務署℡〇九六六―三二―三一四一　八代税務相談室℡〇九六五―三五―一一七一

春の火災予防運動

三月一日から七日までの一週間、春季全国火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるに当たって、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止して、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として行われるものです。

◎火の用心　七つのポイント

一、寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
二、子供には、マッチやライターで遊ばせない。
三、風の強いときは、たき火をしない。
四、天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
五、家のまわりに燃えやすい物をおかない。
六、風呂の空だきをしない。
七、ストーブには、燃えやすい物を近付けない。

以上の事に注意して、本町から一件の火災も出さないようにしましょう。

尚、山火事予防運動と車両火災予防運動も同時に行われます。

人権擁護委員

＝法務大臣委嘱＝

平成七年一月十五日付で法務大臣から松本チホ氏が人権擁護委員に委嘱されました。

人権問題、その他でお困りの方はいつでもお気軽にご相談下さい相談は無料で秘密は固く守られます。

人権擁護委員
町中　松本　チホ氏
内野　田上　智昭氏

ご芳志お礼

地区　世帯主　故人
平国下　野崎　一孝　キミエ
古中尾　福島　伸佳　義敏
上下門　平山　キヌエ　三次
倉谷　小坂　時吉　キミ
倉谷　益田　ヨシ子　八百喜
中尾　農中　英　アキオ

右のかたがたから、町社会福祉協議会へ香典返しとして金一封をご寄附くださいました。この寄附金はご意志に添い有効に利用させていただきますとともに、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。（敬称略）

今年は県・町議会議員選挙の年です

立候補のために

平成七年四月二十三日執行
町議会議員一般選挙
立候補予定者説明会

以下の日程で立候補予定者に対する説明会を開催しますので立候補予定者又は、その関係者の方は必ず出席して下さい。

期　日　平成七年三月十三日（月）
時　間　午後一時三十分
場　所　役場三階大会議室

知っておきたい選挙の知識
＝選挙問答集＝

問　候補者が事前に年賀状、寒中見舞いその他のあいさつ状を出すことは良いか？

答　禁止されています。ただし答礼のための自筆によるものについて（署名のみの自筆は認めない）は対象となりません。これは運動期間のいかんを問わず、常時規制されます。

問　告示前何日ぐらいから事前運動が禁止されるか？

答　告示前であれば、期日のいかんを問わず禁止されます。

問　事前運動の主なものとはどういうものか？

答　事前運動とは、告示前に行う選挙運動で、買収や戸別訪問はもちろん、個々面接とか電話による運動のような選挙運動期間中なら出来る行為であっても、届出前に行えば、一切事前運動となります。

問　いつからいつまで選挙運動ができるか？

答　立候補届けの受付けが済んだときから、投票日の前日まで。

問　休憩所等は独自に設置できるか（選挙期間中も含む）？

答　一切禁止されています。

問　戸別訪問禁止とは？

答　なにびとも、選挙人の家を訪ねて、投票を依頼する行為は禁止されています。また、病院・職場等についても同じです。

問　陣中見舞いとして、酒を贈るのは差し支えないか？

答　飲食物を提供する行為として法第百三十九条違反です。また当選者に対して提供することも禁止されます。

問　候補者等の寄付は禁止されているが、妻や後援会の名義でするのはどうか？

答　名義のいかんを問わず罰則をもって禁止されています。

問　国及び県又は町に対して候補予定者が寄付できるか？

答　できません。

問　立候補しない場合、買収罪は成立するか？

答　買収罪は、実際に立候補したかどうか、また当選及び落選にかかわらず成立し、買収した者ばかりでなく、された者も該当し処罰されます。

問　今回の政治改革で連座制が強化されたと聞くが、その内容は？

答　連座制の対象となる者の範囲が拡大され、立候補予定者の親族（父母、配偶者、子、兄弟姉妹）や、秘書も連座制の対象とされます。また、改正前は、候補者の当選が無効とされていましたが、これに加えて、同じ選挙で、同一の選挙区から五年間立候補することができません。

以上、おおまかなものを取り上げましたが、法律上の選挙運動とは、私達の常識より狭い点が多く、日常の行為そのものが立候補予定者に対して課せられます。

法をよく理解して、明るい選挙を実現しましょう。

津奈木町選挙管理委員会

平成7年2月5日執行　県知事選挙投開票結果

（投票結果）

投票所	選挙当日有権者数			投票者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第1 文化センター	557	655	1,212	314	359	673	56.37	54.81	55.53
第2 浜公民館	231	285	516	135	185	320	58.44	64.91	62.02
第3 倉谷集会所	185	197	382	101	115	216	54.59	58.38	56.54
第4 上下門公民館	186	221	407	137	149	286	73.66	67.42	70.27
第5 小津奈木公民館	148	173	321	75	100	175	50.68	57.80	54.52
第6 大泊公民館	130	172	302	80	107	187	61.54	62.21	61.92
第7 赤崎漁村センター	306	379	685	172	227	399	56.21	59.89	58.25
第8 平国会館	281	301	582	156	173	329	55.52	57.48	56.53
第9 福浦公民館	110	101	211	70	75	145	63.64	74.26	68.72
計	2,134	2,484	4,618	1,240	1,490	2,730	58.11	59.98	59.12

（開票結果）

候補者別得票数	じょうじ 福島	2,490
	くにむね 直	218
	計	2,708
有効得票数		2,708
無効得票数		22
得票総数		2,730

ありがとうございました！美しい善意
阪神大震災義援金 総額310万円

一月十七日の阪神大震災から早くも一ヶ月が経ちました。

被災した兵庫県の多くの人たちは依然として、非難生活がつづいており、住宅問題や教育の問題など大変な状況におかれています。

そのような中、本町住民の皆様からは、先月号で掲載した後も続々と義援金のご協力をいただき、合計三百十万三千二百四十五円集まりました。

誠にありがとうございました

- ㈱水俣木材市場及び社員一同
- 津奈木町小津奈木赤松婦人部
- 津奈木町建設業協会一同
- 津奈木町管工事組合
- 津奈木中学校ＰＴＡ
- 津奈木中学校職員一同
- 平国小ＰＴＡ
- 津奈木小ＰＴＡ
- 津南保育園保護者、職員一同
- 「山グループ従業員一同
- 合資会社山口商店
- 津奈木小学校児童会
- 津奈木町区長会一同
- 赤崎小学校ＰＴＡ
- 赤崎小学校児童会
- 赤崎小学校職員一同
- 松本芳武様（平国下）

（一月二十四日以降、二月二十日現在）

旱魃にも負けず高品質の平国産
熊本県及び芦北地方果実品評会
3部門のうち2部門〝金賞〟

二月七日「芦北地区中晩柑果実品評会」が熊本県芦北総合庁舎で開かれました。

品評会は、甘夏部門、清見部門、デコポン部門からなり、水俣芦北地域から三部門、六十一点（津奈木から二十点）が出品されました。

今回は、百年来の大旱魃に見舞われたにもめげず、例年にない高品質の果実が展示されていました。

津奈木の受賞者は次のとおりでした。

◎甘夏部門

金賞　野崎　節子（平国上）
銅賞　浜田　邦彦（平国上）
　　浜田　栄蔵（平国上）
　　長浜　生幸（平国下）

◎清見部門

金賞　浜田　悟（平国上）
銀賞　野崎　節子（平国上）

◎デコポン部門

銅賞　山本　栄一（倉谷）
　　浜田フサ子（平国上）

県でも上位入賞！

二月八日、熊本県果樹共進会果実品評会が松橋町の熊本県果樹研究所で開かれました。

県内各地から選抜された中晩柑百八十三点が出品され、優秀性を県関係の果樹専門家が審査しました。

審査の結果、本町産はいずれの部門でも入賞しており、中晩柑の生産地として適した条件下にあることが認められる結果となりました。

各部門の入賞者は次のとおりでした。

◎デコポン部門

銀賞　山本　栄一（倉谷）
　　ハウス施設

◎清見部門

銀賞　野崎　節子（平国上）

◎甘夏部門

銀賞　浜田　栄蔵（平国上）
　　浜田　邦彦（平国上）
銅賞　野崎　節子（平国上）

新立　安代さん（大治）
S46.5.17生　B型
カットスペース　ユウジ勤務

■仕事の話しを――美容師という仕事は楽しいことや、苦しいことなどありますがお客さんに喜んでもらった時は最高で、やりがいのある仕事です。
■最近あった嬉しい事――四年半ぶりに津奈木に帰ってこれたこと。
■趣味は何ですか――音楽鑑賞です。特にHOUND DOGが好きですね。
■あなたの夢を――世界一周の旅行なんかやってみたいですね。休みがあまりないのでちょっとした旅行もできないんですけど…。
■理想の男性は――思いやりがある人。
■町で一番好きな所――我が家から見える景色。美しい海なんか最高ですね。
■町への要望――きれいな自然をいつまでも残していってほしいです。

今年もツツジなど植栽
＝役場職員＝

二月九日、四季彩横から登る遊歩道沿いに役場の職員で植栽を行いました。

これは昨年も行いましたが、ご存知の旱魃でそのほとんどが枯れてしまったために再度行ったもので、ツツジやサクラなど約百十本を職員が一本一本植えました。

役場職員による植栽作業